

一般社団法人携帯端末登録修理協議会
特性試験業務規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人携帯端末登録修理協議会（以下「協議会」という。）が電波法（昭和25年法律第131号）第38条の40及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第68条の4の規定による修理の確認において実施する特性試験及び試験に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(業務時間)

第2条 特性試験及び試験の業務を行う時間は、以下のとおりとする。
午前9時30分から午後5時まで

(休日)

第3条 休日は、次のとおりとする。
1 土曜日、日曜日、祝祭日
2 12月29日から1月3日まで
3 上記の休日以外に協議会が定めた日

(業務を行う事業所の所在地)

第4条 特性試験及び試験の業務を行う事務所は以下のとおりとする。
東京都豊島区駒込2-3-11電波会館4階

(特性試験及び試験の実施)

第5条 協議会が実施する特性試験及び試験の業務は、会員からの申込みにより、以下の各号に掲げる業務を行うものとする。
(1) 電波法登録修理業者規則第2号に定める特性試験を受託する。
(2) 電気通信事業法端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第45条に定める試験を受託する。
(3) その他、登録申請、登録後に制度上必要とされる事項に関する指導・助言を行う。

(業務の申込み)

第6条 特性試験及び試験を委託しようとするものは、別紙様式により申し込むものとする。

(手数料)

第7条 特性試験及び試験の実施手数料は、理事会で別途定める。

(手数料の収納方法)

第8条 申込者は、請求書の受理後1ヶ月以内に当協議会指定の銀行口座へ振り込む。

(特性試験及び試験データ取得の委託)

第9条 協議会は、特性データの取得のため、「特性試験及び試験を行う指定測定業者の登録規程」により、登録された指定測定業者に委託することができる。

(委託料)

第10条 特性試験及び試験データ取得のための委託料は、理事会で別途定める。

(試験結果の判定と通知)

第11条 試験の結果については、試験結果報告書にて申込者へ通知する。

(測定器の校正)

第12条 指定測定業者は、特性試験及び試験データ取得に使用する測定器の校正状況を毎年1回、協議会に報告する。

(監査)

第13条 協議会は、指定測定業者が取得した特性試験及び試験データに疑義が生じた場合には、監査を行うことができる。

(無線従事者の配置)

第14条 無線従事者は、事務所に1名以上配置する。

(秘密の保持)

第15条 協議会役員、無線従事者、職員及びその職にあたった者は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。

(試験結果の管理と保存)

第16条 試験結果は、管理が適切に行うことができる事務所内の専用の場所で保管を行う。また、電磁的記録により作成された試験結果は電磁的記録により保管する。

(その他)

第17条 協議会は、本業務規程で規定する外、新たに必要な事項が生じた場合は、理事会で決定する。

附則 1 この規程は、平成28年12月22日から施行する。

2 平成31年3月15日改正